

日マレーシア経済連携協定 及び
日・ASEAN 包括的経済連携協定に関するお知らせ

平成21年5月1日
経済産業省

現在、我が国とマレーシアとの間には、日マレーシア経済連携協定（JMEPA）と日 ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）が発効しています。

協定利用に際して、求められる原産地証明書（CO）については、各締約国の発給当局において、CO に署名する署名権者が協定毎に予め決められておりますが、今般、マレーシア政府が発給した CO に関し、本来の署名権者と異なる者が署名するという混乱が生じ、結果、日本の税関において当該 CO では EPA 上の特惠関税を享受できない事態が発生しています。

現在、マレーシア政府に対して、無効な署名がなされたCOの修正に応ずる等必要な措置を講ずるよう、また今後このような事態が起きないように早急に対処すべく申し入れを行っておりますが、当該いずれかの協定をご利用される方におかれましては、以下の点にご注意ください。

1. マレーシアのCO発給機関において、CO発給を受ける際、上記事態を引用しつつ、当該協定に基づいた署名権者による署名であるのか否かについて、同機関に念のためご確認いただくことをお勧めします。
2. 日本国輸入税関における輸入申告時に、仮にCOの署名権者が誤っており、EPA上の特惠関税が享受できなかった場合、一般の関税率（MFN税率）を適用して貨物を通関してしまうと、後日修正されたCOを提出しても、経済連携協定による特惠関税を享受することができなくなりますのでご注意ください。

本件について、今後追加の情報がある場合は、本ホームページで情報提供させていただきます。